

さいたま市老人福祉施設協議会 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会はさいたま市老人福祉施設協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は市内老人福祉施設等の健全な運営をはかるとともに、福祉ネットワークの基幹的使命に基づき地域福祉の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 老人福祉施設の運営並びに老人福祉事業の調査研究
- 2 在宅老人福祉事業の運営並びに調査研究
- 3 老人福祉施設相互間の連絡並びに情報交換
- 4 施設職員の資質の向上のための研修
- 5 会員の慶弔並びに災害見舞に関すること
- 6 埼玉県老人福祉施設協議会との連携
- 7 関係機関団体組織との提携
- 8 その他必要と認める事業

(事務所)

第4条 本会の事務所を、さいたま市北区日進町2-1864-10 さいたま市社会福祉協議会在宅サービス課におく。

第2章 役員及び職務組織

(組織)

第5条 本会は、第2条の目的に賛同する市内の老人福祉施設長、若しくは当該施設を運営する社会福祉法人の役員等のいずれか(以下「会員」という)をもって組織する。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|-----|-------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 幹事 | 10名以内 |
| 監事 | 2名 |

第7条 幹事、監事は総会において会員の中から選任する。

2 会長、副会長は幹事の中より幹事会において互選とする。

第8条 会長は本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。

3 幹事は、本会の運営に関する事項を審査する。

4 監事は会計並びに業務執行の状況を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠による者の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第10条 本会に顧問及び参与をおくことができる。

2 顧問及び参与は幹事会にはかって会長が委嘱する。

(執行体制)

第11条 本会の運営は幹事会により執行する。

2 幹事会は必要に応じて委員会を設置することができる。

第3章 会議

(会議)

第12条 本会の会議は次のとおりとし、会長がこれを召集し議長となる。

(1) 総会

(2) 幹事会

第13条 総会は会員をもって構成し、毎年1回開催し、会則の改廃、幹事・監事の選任、事業計画・予算、事業報告並びに決算報告等を審議する。

第14条 幹事会は必要に応じ開催し、総会に付議すべき事項、その他の事項を審議する。

第15条 本会の会議は過半数の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは会長の決するところによる。

第4章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は会費、補助金、寄付金およびその他の収入をもってあたる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(会費)

第18条 本会の会費については別に定める。

附 則

- 1 この会則は平成17年4月26日より実施する。
- 2 この会則は平成24年4月27日 一部改正
- 3 この会則は平成27年9月28日 一部改正
- 4 この会則は平成28年4月26日 一部改正
- 5 この会則は平成29年5月12日 一部改正
- 6 この会則は令和3年6月7日 一部改正
- 7 この会則は令和7年5月29日 一部改正

さいたま市老人福祉施設協議会会費に関する定め

会則第18条に規定する会費の年額は、次のとおりとする。

入所施設

	会 貹 額
特別養護老人ホーム	
養護老人ホーム	
軽費老人ホーム、ケアハウス	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	10, 000円

居宅サービス事業

	会 費 額
一律	10, 000円

附 則

- 1 この定めは平成17年4月26日から施行する。
- 2 この定めは平成28年4月26日から施行する。